人権擁護虐待防止委員会指針

1. 趣旨

介護老人保健施設あそヘルホスは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、すべての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して、福祉の増進に努めることとする。

2. 虐待の定義

虐待とは、職員等から利用者に対する次のいずれかに該当する行為をいう。

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れのある行為を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

(蹴る・殴る・たばこを押しつける・熱湯を飲ませる・食べられないものを食べさせる・食事を与えない・戸外に閉め出す・部屋に閉じ込める・縄などで縛る等)

(2) ネグレクト

利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、前三項に掲げる行為と同様の行 為の放置、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(自己決定といって放置する・失禁をしていても衣服を取り替えない・栄養不良のまま放置・病気の看護を怠る・話しかけられても無視する・拒否的態度を示す等)

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的 外傷を与える言動を行うこと。

(「そんなことをすると外出させない」など言葉による脅迫・「何度言えばわかるの」など心を傷つけることを繰り返す・成人の利用者を子ども扱いするなど自尊心を傷つける・馬鹿にする・無視する・他者と差別的な対応をする等)

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者をしてわいせつな行為をさせること。 (性交・性的暴力・性的行為の強要・性的雑誌や DVD を見るように強いる・裸の写真や 映像を撮る等)

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。 (利用者の同意を得ない年金等の流用など財産の不当な処分)

3. 虐待防止委員会の設置及び虐待防止に関する責務等

虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次のとおり「人権擁護虐待防止 委員会(以下「委員会」という。)を設置するとともに虐待防止に関する責任者等を定めるなど 必要な措置を講じます。

(1) 委員会の名称は「人権擁護虐待防止委員会」とする。

あそヘルホス

- (2) 委員会の委員長は、副主任以上の介護福祉士又は看護師とし、委員長及び副委員長を虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者とする。
- (3) 委員会の委員は、管理者、看護師、介護支援専門員、介護士とする。
- (4) 委員会は、年2回以上、委員長が必要と認めた時に開催する。
- (5) 委員会の審議事項
 - ・基本理念、行動規範等、職員への周知に関すること。
 - ・職員の人権意識を高めるための研修計画(年2回開催)の策定に関すること。
 - ・職員が支援等に関する悩みを相談することのできる相談体制に関すること。
 - ・虐待防止、早期発見等に向けた取り組みに関すること。
 - ・苦情解決制度、第三者評価、成年後見制度の活用に関すること。
 - ・虐待発見時の対応に関すること。
 - ・その他人権侵害、虐待防止に関すること

4. 虐待防止に関する責務等

- (1)虐待防止に関する統括は看護師長及び介護長が行い責任者は施設長とする。
- (2)虐待防止に関する責任者は、本指針及び委員会で示す方針等に従い、虐待の防止を 啓発、普及する為の職員に対する研修の実施を図ると共に、成年後見制度の利用支援、苦情 解決体制の活用など日常的な虐待の防止等の取り組みを推進する。 また、責任者は虐待を 発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。 なお、虐 待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村 に通報しなけれ ばならない。

5. 虐待の早期発見等への対応

(1) 虐待の早期発見

虐待事案は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者の様子の変化を迅速に察知し、 それに係る確認や責任者等への報告が重要である。

また、地域で生活している利用者のサービス利用時等の様子にも配慮し、疑いがもたれる場合には、家庭訪問や相談支援事業者との連携、さらには、行政への通報を含め迅速に対応することが必要である。

なお、虐待とは利用者の権利侵害する些細な行為から虐待へとエスカレートすることを認識 し、平素から、責任者等は、利用者・保護者、職員とのコミュニケーションの確保を図り、 虐待の早期発見に努めることとする。

(2) 虐待発見時の早期対応

虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した場合には、利用者の安全・安心の確保を最優先に、誠意ある対応や説明をすること及び利用者や家族に十分に配慮すること。また、被害者のプライバシー保護を大前提としながらも、対外的な説明責任を果たすことなど速やかに組織的な対応を図ること。また、行政に通報・相談することとする。

さらには、発生要因を十分に調査・分析するとともに、再発防止に向けて、組織体制の強化、

佐野メディカルセンター

あそヘルホス

職員の意識啓発等について、一層の徹底を図ることに努めることとする。

6. 職員等が留意すべき事項

職員等は、当施設の基本理念及び行動規範に掲げる利用者の人格を尊重することを深く認識し、虐待を防止するために次に掲げる事項に留意することとする。 虐待事案の発生は、利用者の生命と生活を脅かすことのみならず、社会福祉法人・事業所としての社会的な信頼を著しく損なうこと、そして、その後の事業経営において大きな困難を抱えることになる問題として十分に認識する必要がある。

(1) 意識の重要性

- ・常に利用者の人格や権利を尊重すること。
- ・職員等は利用者にとって支援者であることを強く自覚し、利用者の立場に立った言動を心がけること。
- ・虐待に関する受止め方には、利用者による個人差や性差などがあることを、絶えず認識すること。

(2) 基本的な心構え

- ・利用者との人間関係が構築されていると、独りよがりで思い込まないこと。
- ・利用者が職員の言動に対し虐待であるとの意思表示をした場合は、その言動を繰り返さないこと。
- ・利用者本人は心理的苦痛を感じていても、それを訴えたり、拒否することができない場合 もあることを認識すること。
- ・職員同士が話しやすい雰囲気づくりに努め、虐待とみられる言動について、職員同士で注 意を促すこと。
- ・虐待(疑い)を受けている利用者について見聞きした場合は、利用者の立場に立って事実 確認や懇切丁寧な相談支援を行なうとともに、責任者に速やかに報告すること。
- ・職場内の虐待に係る問題や発言等を個人的な問題として処理せず、組織として良好な職場 環境を確保するための契機とする意識を持つとともに、責任者への速やかな報告は職員等 の義務であることを認識すること。

7. 入所者等による本指針の閲覧

本指針は、本施設で使用する「委員会指針・規定等」に綴り、全ての職員が閲覧を可能と するほか、 入居者やご家族が閲覧できるように施設への掲示や施設ホームページへ掲載 します。

(附則) この指針は、令和3年 4 月 1 日から施行する

別表 厚生労働省 高齢者虐待防止の基本 養介護事業者による高齢者虐待類型 (例)

区分	具体的な例
(1) 身体的虐待	 ①暴力的行為※ ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。 など ②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為 ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。など ③「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制
(2) 介護・世話の 放棄・放任 (ネグレク ト)	・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服

区分	具体的な例
—————————————————————————————————————	③必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為
	・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。
	・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。など
	近女なのが 4a、我国、III和6旧号があっても区川ででない。 なこ
	 ④高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置
	・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。など
	⑤その他職務上の義務を著しく怠ること
(3)	①威嚇的な発言、態度
心理的虐待	・怒鳴る、罵る。
	・「ここ(施設・居宅)にいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言い脅す。など
	②侮辱的な発言、態度
	・排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。
	・日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う。
	・排せつ介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。
	・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 など
	 ③高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度
	・「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。
	・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。
	・話しかけ、ナースコール等を無視する。
	・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。
	・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる(他の利用者にやら
	せる)。 など
	 ④高齢者の意欲や自立心を低下させる行為
	・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視してお
	むつを使う。
	・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食
	事の全介助をする。 など
	 ⑤心理的に高齢者を不当に孤立させる行為
	・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。
1	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

あそヘルホス

	・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 など
区分	具体的な例
	 ⑥その他 ・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 など
(4) 性的虐待防止	 ①本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。 ・性的な話しを強要する (無理やり聞かせる、無理やり話させる)。 ・わいせつな映像や写真をみせる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下(上)半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。 など
(5) 経済的虐待	 ①本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・金銭・財産等の着服・窃盗等(高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない)。 ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。など

※ 身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができます。

「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石 や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」

(東京高裁判決昭和25年6月10日)。